## 事 前 評 価 調 書

I	事業概要												
事	業名	道路	事業(道路改	女良事業)									
地	区名	一般	一般県道 豊橋環状線(弘法橋)										
事業箇所		豊橋	豊橋市牛川町地内										
事業のあ らまし		一般県道 豊橋環状線は、愛知県豊橋市瓦町を起・終点とし、豊橋駅を中心とする豊橋市の内環 状道路として位置づけられるもので、外郭状道路の東三河環状線とともに、豊橋市の交通処理と 市街地形成を図るうえで重要な路線である。 現道は、豊橋市から東名高速道路豊川インターチェンジを結ぶため、交通量が多い路線である が、現道は線形が悪く、幅員狭小のため、交通渋滞が発生している。本事業では市街地の渋滞緩 和を図り、内環状線としての機能確保を図るものである。 また、豊橋牛川西部区画整理事業区域と隣接しており、同調して整備を進める必要がある。											
事業目標		①渋	【達成(主要)目標】 ①渋滞のないスムースな移動空間の提供 【副次目標】 なし										
事業費			事業費		内訳								
		1271	14 億円		<b>10.7億F</b> ★ <b>1</b>								
事業期間			採択予定年度   平成 26 年度   着工予定年度   平成 26 年度   完成予定年度   平成 34 年度   道路拡幅 延長 L=0. 3km 幅員 W=25m										
事	業内容	<b>追</b> 路	∵拡幅 延長Ⅰ	_=U.3KM	. W=25m 								
Ⅱ 評価													
①事業の必要性	1) 必要性		一般県道 豊橋環状線は豊橋駅を中心とする内環状道路として位置づけられるもので、市街地の交通渋滞が著しく一般の通行に支障をきたしている。 当該区間の早期整備により、内環状道路として交通渋滞を早期に解消する必要がある。										
	判定		А										
			【理由】 交通渋滞を早期に解消し、安全な交通を確保する必要がある。										
②事業の実効性	2) 地元の合		事業計画及び実績 工種 調査・設計 用地補償 工事 事業費(億円)			8			H31	H32 H33 H34 6 6 より早期の改良要望を受け			
効性	意形		ている。					-1111120	~ / -//	107000	X = C X 17		
	判定		А		画の実効性: 画の実効性:			0					
			【理由】 円滑な事業実施環境が整っており、事業の実効性が確保されているため。										

## Ⅲ 対応方針

事業実施が妥 事業実施が妥当である。: 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。

当である 事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。

## Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象(事業完了後5年目) □対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

## 【主な評価内容】

・整備による交通の変化。交通渋滞の解消。